

第2回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議 中間報告(座長試案)に対する委員からの主な意見

中間報告(座長試案)から抜粋	委員意見要約
<p>○ 令和4年度に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果や、令和5年度に発出された通知に添付された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」(以下、「検討会議報告」という。)を受けて、埼玉県においても、校内委員会の機能の再検証や校内委員会の機能強化が必要ではないかとの声もある。</p>	<p>多様な学びの場における連続性の内容というよりは、校内委員会の内容と受け取れる。 (多様な学びの場における連続性)に含めるのではなく、新たな()が必要ではないか。</p>
<p>○ 県内小中学校における特別支援学級の児童生徒数及び学級数は増加の一途をたどっており、県内小中学校における特別支援学級設置率は令和5年度において90%を超えている。また、通常の学級にも発達障害等のある児童生徒が在籍していることから、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するために、教職員の専門性の担保や、教職員を支えるための組織体制が必要である。</p>	<p>具体的には、教育、福祉、医療、司法等の連携が必須になってきている。</p>
<p>○ 通級による指導を受ける児童生徒数の急増に加え、県内の小中学校における特別支援学級設置率が90%を超えていることもふまえ、中央教育審議会答申(平成17年12月)、並びに特殊教育から特別支援教育に移行した学校教育法の一部改正(平成19年)における参議院の付帯決議に提示された「特別支援教室構想」の検討を行う時期にきている。そこで、特別支援教室構想の検討を想定した埼玉県における研究も必要である。</p>	<p>・「特別支援教室構想」は馴染みのない言葉なので注釈をつけるべきではないか。</p>
<p>○ 国の方針である、連続性のある多様な学びの場の充実について、埼玉県も同様に整備・充実を進めることが重要である。現状としては、ニーズに応える形で、特別支援学級の設置数や通級による指導を受ける児童生徒数が増えているが、多様な学びの場が整備されることと、それぞれの学びの場が連続しているかどうかは別問題である。学校教育法施行令の一部改正(平成25年8月)の趣旨を踏まえ、また共生社会の形成につながるインクルーシブ教育システムの構築を推進することと相まって、通常の学級を軸とし多様な学びの場の有効な活用を図れるよう個別の教育支援計画や指導計画の活用も含めて、それぞれの学びの場における連続性を確保するための取組を検討する必要がある。</p>	<p>「通常の学級を軸とし」 これを打ち出すのであれば、通常の学級が、障害の有無にかかわらず、全ての多様性の包摂するものであるように、ユニバーサルデザインに基づく教育を行うべきであることをどこかに含めるべきではないか。</p>
<p>○ 支援籍学習は、埼玉県が10年以上も前から実践を積み重ねてきている施策である。現状は、埼玉県の教職員、保護者、教育委員会にとって、今実施している状況が当たり前になってしまっていないか、という指摘がある。例えば、通常学級支援籍学習においては、希望に沿って最低限実施することにとどまっているケースも多い印象がある。年間2回程度の実施にとどまっている事例では、一緒に活動して、支援籍校からの児童生徒の感想受け取るというところで終わってしまっているものがある。他方、年間を通じて学校の行事に10回以上参加した事例では、支援籍校において児童とその保護者の存在が認識されたという成果もある。ただし、現状として、特別支援学校の児童生徒が年間を通じて多数回の支援籍学習を実施するためには、担任の付き添いなど、実施にあたっての体制確保が課題である。一方では、支援籍学習のうち、通常学級支援籍学習(特別支援学校→小中学校)の取組に比べて、特別支援学校支援籍学習(小中学校→特別支援学校)は、同行する担任の調整がつけにくい状況があるとの指摘もある。支援籍学習の在り方や支援籍学習を実施するにあたっての人的な問題点を改善するようなシステムとしての検討が必要である。</p>	<p>支援籍学習について、平成16年からモデル市で実施していることを考えると「10年以上」というより20年近くという印象を受ける。</p>
<p>○ 10年以上の支援籍学習の成果を踏まえ、学校教育法施行令の一部改正(平成25年8月)の理念を反映させるためにも、特別支援学校に在籍している児童生徒は今までの希望制を改め、全員支援籍学習を行うことを原則とし、個々に応じた交流及び共同学習の在り方等について個別の指導計画に明記できるよう検討すべきである。</p>	<p>「全員支援籍学習を行うことを原則とし」とあるが、今まで以上にお客様として参加するケースが増えてしまうのではないか。個々の児童生徒のニーズにあった形での支援籍学習をシステムも含めて検討するべきではないかと考える。</p>

第2回「障害のある子供の今後の教育支援の在り方」に関する有識者会議 中間報告(座長試案)に対する委員からの主な意見

中間報告(座長試案)から抜粋	委員意見要約
<p>○ こうした多様な学びの場における障害のある児童生徒への適切な指導や必要な支援を行うためには、前提として安心して学校生活を送ることができるような施設の整備が必要である。昇降口のスロープ化やトイレのバリアフリー化のみではなく、校内で生活する際に発生するバリアを解消できるような施設整備を実施できるとよい。</p>	<p>教育支援の在り方に関する有識者会議であるが、施設のバリアフリー化については提言として記載が必要か。</p>
<p>○ 我が国は多様性を認め合い、その強みを発揮し成長しあえるインクルーシブな社会をめざしインクルーシブ教育システムの推進を図っており、障害の捉え方もICFにおける「社会モデル」を軸としている。よって自立活動を中心とした埼玉県個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式や内容の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>・「社会モデル」とあるが、ICFは「医学モデル」と「社会モデル」を統合した「統合モデル」となっている。</p> <p>・一般的には分かりづらいので注釈をつけるなどが必要ではないか。</p>
<p>○ 特別支援学級から通常の学級へ転籍する場合には、関係者会議などを通じて児童生徒の教育的ニーズや必要な支援を検討し、学びの場を見直す必要がある。例えば、中学校の1年は特別支援学級で学び、中学校2年と3年では通常の学級で学ぶことを見据え、卒業後の進路選択として高等学校を視野に適切な学びの場を検討していくことなどが考えられる。長期的な視点による、教育相談や就学相談を随時行うことによって、学びの場の見直しを適切に進めることが必要である。</p>	<p>高等学校へ進学するためには、通常の学級に教育形態を変更する必要があるような誤解を受ける例ではないか。</p>
<p>○ 通常の学級にも発達障害等のある児童生徒が在籍していることから、特別支援教育を担うのは、特別支援学級や特別支援学校の教員だけでなく、通常の学級の担任も該当する。よって、これら全ての教員に係る特別支援教育についての専門性の確保が重要である。また、特別支援教育を担う人材の確保のためには、教員養成の段階において、特別支援教育の知識を身に付けた教員の養成をどのように進めていくのかも大きな課題である。例えば、学校現場における教員養成段階の役割について大学と連携し、教育実習の期間に特別支援教育の経験ができるような配慮も必要である。現職の教員については、埼玉県における認定講習等の研修を、さらに拡大するなどの方策を検討する必要がある。</p>	<p>・通常の学校における教育実習中に特別支援教育の経験を積ませる際には、小学校等の教諭としての力をつけるための実習であることを念頭に置き、時数等を検討する必要がある。</p> <p>・今後は、今まで以上に子供の困り感を見極めるセンスと現場での経験、社会資源との連携の取り方等のノウハウが必要になってくると思われる。</p>
<p>○ 人事交流により小中高等学校から特別支援学校に異動する教員の中には、年齢層の若い者もおり、特別支援教育に関する研修や経験が少ない状態で着任する場合がある。埼玉県においては特別支援教育を新たに担当する際の研修も実施しているが、年度途中で悩みを抱えるケースも見られるとの指摘がある。そのため、特別支援教育の経験のない新規採用者や人事交流に伴い特別支援教育の経験のない教員が特別支援教育を担当する際に、安心して特別支援教育を担えるようなフォローアップ体制が必要である。</p>	<p>新規採用者の適正を見極める期間及び有効な採用・育成のシステムが必要であると考えます。</p>
<p>○ 予測不能な社会、不安定な家庭の状況、多様な気質のある子供の姿などをふまえると、子供一人ひとりが必要としている時に、適切な特別な支援と教育が受けられるような学校の文化を醸成する必要がある。つまり、対象を、従来の一部の特定の子供から、全ての子供とする特別支援教育への転換を図りながらインクルーシブ教育システムの構築を行うことで、学校が抱える不登校や学力などの課題の解決につながるのではないかと考える。そのために全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、教頭職の必須事項として特別支援学校教員免許状取得、もしくは特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室での教職経験を求めるなどの検討が必要である。</p>	<p>・栄養教諭や養護教諭、事務職も教頭となりうるが、特別支援学校教諭免許状取得などを「教頭職の必須事項」としてしまえばよい。</p> <p>・「教頭職」を中心に置く理由はあるか。</p>

※誤字脱字や文言修正など細かい意見は省略しています。